

序

あのダンディな倉澤康一郎先生が一九九七年三月をもって慶應義塾を停年退職される。背筋を伸ばし、白髪をたたえた先生が停年退職を迎えられることを知れば、人は停年とは何かと問いたくなるであろう。それほど先生は若々しい。

倉澤先生はかつて二回（一九六八、一九八五年）フランスに留学された。先生が街角のカフェでたばこをくもらしていると、そつとフランスの女性が近づいてきそうな気がする。このような勝手な想像は先生にとつてはなはだ迷惑であることを知りつつ、私にはどうもそのようなように思えて仕方ない。先生には今でもそのような雰囲気があったよっている。その先生が停年を迎えられるのである。われわれは時の流れに抗することができない。

倉澤康一郎先生が法学部副手に就任されたのが一九六〇年四月のことであるから、三十七年間にわたり教鞭をとられたことになる。先生は故島谷英郎教授の下で商法学の研究を始められて以来、一貫してこの分野の研究にたずさわってきておられる。

先生の商法学は広く、かつ深い。それは、保険法学、手形法学、会社法学に及ぶ。学問の細分化が進むなかで、透徹した洞察力をもつてこれだけの領域で最高水準の業績を残すのは、すぐれた研究者にしてはじめてできることである。先生の多岐にわたるほう大な業績については、巻末の業績一覧を見ればわかることであり、先生に教えを受けた人々が別のところで詳細な評価を行っている。したがって、私は先生の注目すべき業績の一端にふれ

るにとどめたいと思う。

倉澤先生の数多い著作のなかでも、一九七五年に出された『保険契約の法理』はいわば実質的な処女作である。そこには、保険法学の権威であった大森忠夫氏の理論に挑戦した「火災保険普通保険約款二条二項の意義について」と題する論文が収められている。先生が複雑に錯綜する保険法の諸問題に取組まれた根底には、近代市民法における自由な意思の主体としての契約当事者の立場を確立しようとする思いがあった。

倉澤先生は最も得意とする手形法の研究においても、手形取引の安全確保を重視する利益衡量論には人の恣意が入る余地のあることを批判し、意思主体たる人間行為の上に厳格な法理論の構築を主張された。

会社法は、西本辰之助、津田利治先生をはじめとする法学部の商法学の中でも特に伝統ある分野である。先生はこの伝統の正統な継承者として、特に株式会社設立行為、機関論の分野で優れた業績を残された。

このような優れた研究成果の結果として、倉澤先生は日本の学界で第一人者としての地位を確立された。今日においても、先生は日本私法学会理事、日本保険学会理事、日本海法学会理事を務めておられる。しかし、先生の活動は単に学界にとどまることなく、多くの公職に及ぶ。それらのすべてを列挙する余裕はないが、主要なものとして公認会計士第二次試験委員、司法試験第二次試験考查委員、法務省法制審議会商法部会委員、大蔵省企業会計審議会委員、同省保険審議会委員などがある。

倉澤先生は、慶應義塾においても重要な役職を歴任された。教職課程センター所長、メディアセンター所長、法学部長などがその主要なものである。法学部長時代に私は先生の下で学部長補佐として仕事をさせていただいた。私は常日頃より「省事」を心がけている。それができないがゆえに、私にとって重要な目標なのである。先生の学部長としての仕事を見ていると、それは省事に尽きる。必要なことをきちんと片付け、不必要なことを省く。その結果として事が成就する。誠に立派な仕事ぶりである。しかし、人の心は外から見るほど簡単ではない。

先生が一つの結論に達する過程には、多くの迷いやこだわりがあったことと思われる。それにもかかわらず、最終的にはこだわりをすてて行動する先生に対して、私は敬服するとともに、羨望を感じている。

倉澤先生の学問を貫く論理の透徹さ、その前提としての個の確立、日常生活における省事、これらいずれの面においても先生は自らを律することに厳しい。しかし、これらの点を越えたところで先生が暖かい心の持ち主であることを知るのは、私だけではないであろう。今でも私は困難にぶつかると、前任学部長としての倉澤先生に相談にのってもらい、私の立場を考えた上での適切な助言をいただいている。その意味で、私にとって先生はどうしても学部に残まっていたきたい人である。しかし、停年という飛び越えられない障があるとすれば、私としては先生が今後とも研究を発展され、法学部の歩みを見守って下さることを願うだけである。

一九九七年 一月

法学部長 山田辰雄